

建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領 新旧対照表

新	旧	備 考
<p>(申請者) 第4条 三 官庁営繕工事の受注者であって、当該材料等を当該請け負った工事に使用することを計画している者。</p> <p>(評価書の有効期間) 第15条 新規評価の有効期間は、評価書の交付の日から3年を経過する日までとする。 2 随時評価の有効期間は、評価書の交付の日から当該材料等の新規評価又は更新評価において定めた日までとする。 3 評価書の記載内容に変更を生じた場合の評価は、評価書の交付の日から変更前の評価書に記載された日までとする。 4 請け負った官庁営繕工事に使用する材料等については、評価書の交付の日から当該請け負った工事が完了するまでとする。</p> <p>附 則 この要領は、令和7年7月1日から適用する。ただし、従前の要領により評価がなされた材料等においては、評価時の要領を適用するものとする。</p>	<p>(申請者) 第4条 三 官庁営繕工事の請負者であって、当該材料等を当該請け負った工事に使用することを計画している者。</p> <p>(評価書の有効期間) 第15条 新規評価の有効期間は、評価書の交付の翌日から3年を経過する日までとする。 2 随時評価の有効期間は、評価書の交付の翌日から当該材料等の新規評価又は更新評価において定めた日までとする。 3 評価書の記載内容に変更を生じた場合の評価は、評価書の交付の翌日から変更前の評価書に記載された日までとする。 4 請け負った官庁営繕工事に使用する材料等については、評価書の交付の翌日から当該請け負った工事が完了するまでとする。</p> <p>附 則 この要領は、令和2年5月1日から適用する。ただし、従前の要領により評価がなされた材料等においては、評価時の要領を適用するものとする。</p>	<p>「公共工事標準請負契約約款」の用語に整合</p> <p>申請者からの要望</p>